

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

Marubeni Equipment Finance (Oceania) Pty Ltd（証券コード: -）

【新規】

外貨建長期発行体格付 格付の見通し	A + 安定的
----------------------	------------

■格付事由

- (1) Marubeni Equipment Finance (Oceania) Pty Ltd (MEF) は、豪州を拠点としニュージーランドでも事業を展開しているファイナンス会社。丸紅が議決権の 80%、日立建機が議決権の 20%を有する。主に Hitachi Construction Machinery (Australia) Pty Ltd (HCMA) および Cable Price (NZ) Limited (Cable Price) の販売する日立建機の建設機械の購入者に対しリース等のファイナンスを提供している。格付には、両株主との資本、人事、営業面などにおける結び付きに加え、当社単体の資産の健全性や利益の安定性などを反映している。
- (2) MEF は、11 年に丸紅と日立建機の合弁事業として設立された。HCMA や Cable Price の顧客が建設機械を購入する際の資金調達手段を提供することを主な目的としている。丸紅は大洋州統轄執行役員含め複数名取締役を派遣しており、丸紅による支配・関与度は強い。MEF は 17 年以降 Cable Price や他の顧客向けにも取扱いを広げている。HCMA や Cable Price との協業を通じて優良な案件を取り込めることが事業基盤を支えている。Westpac 等のオーストラリアの 4 大銀行が競合となっているが、MEF は、22 年の HCMA の販売のうち、顧客のファイナンスの 40%以上を手掛けている。分野別にみると、22 年に鉱業用機械のファイナンス付き販売の約 88%、一般建設機械の同販売の約 26%のシェアを占め、どちらもシェア 1 位となっており、ファイナンス面から HCMA の販売をサポートする存在として確固たる地位を築いている。
- (3) 新規ファイナンス取扱高は、特に鉱業を中心とした豪州景気の低迷を背景に 18/3 期は 100 百万豪ドルを下回る水準まで減少したものの、景況の回復やノンキャプティブ事業の開始などにより 21/3 期にかけて 200 百万豪ドルを上回る水準まで増加した。23/3 期は、HCMA の販売額は拡大しているものの、資源価格上昇によりキャッシュフローが潤沢となった鉱業顧客のファイナンスニーズが低下したことにより減少し、150 百万豪ドル弱となっている。リース債権は 21/3 期末に 500 百万豪ドル前後にまで増加、以後若干減少したものの 400 百万豪ドル台後半で推移している。これを受け 23/3 期の経常利益は 14 百万豪ドル強と 18/3 期から 3 倍弱増加した。人件費の増加は抑制的で経費率は低い。23/3 期の経常利益ベースの ROA は約 3%と高水準にある。収益構造は安定しており、24/3 期の業績も堅調に推移すると JCR はみている。
- (4) 資産の質は良好である。延滞債権比率は低位で安定している。ただし、事業特性上鉱業部門へ与信が集中していることから、同部門において経済活動の低迷が長期化した場合、資産の質への影響度合いに留意する必要がある。もっとも、23 年 3 月末の与信先上位 10 社の保全率は 9 割を超えており、資産の質が悪化しても与信費用は期間利益で十分吸収可能と JCR はみている。リース債権及びローンは関連する鉱業用機械や一般建設機械に対して担保権を設定されており、これら担保権は法務省所管の Personal Property Securities Register において登記されている。また、必要に応じて GPS を通じて機器の監視をしており、違法に転売等されるリスクは小さい。残価リスクは、借主または HCMA 等が負っている。抵当権の行使等によりリース対象資産を外部に売却する場合、主に HCMA 経由で転売することになる。豪州には当社が主に取扱う建機のセカンダリーマーケットがあり、相応の回収が見込めることも、信用コストを抑制している。
- (5) 利益の蓄積により自己資本を増加させており、23 年 3 月末の自己資本比率は 10%台と A レンジのリース会社として相応の水準にある。資金調達は、日本の複数の銀行からの余裕のある融資枠による確固とした間接

調達基盤を構築している。銀行借入の大宗を金利スワップにより固定金利にヘッジし、固定金利中心の資産と適合させている。

(担当) 杉浦 輝一・岩崎 晋也

■ 格付対象

発行体：Marubeni Equipment Finance (Oceania) Pty Ltd

【新規】

対象	格付	見通し
外貨建長期発行体格付	A+	安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2023年11月29日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一
主任格付アナリスト：杉浦 輝一
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「リース」(2013年7月1日)、「企業グループの傘下会社の格付方法」(2022年9月1日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) Marubeni Equipment Finance (Oceania) Pty Ltd
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル